

「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」 Q&A

1. 事業全般について

Q1：この事業は誰でも参加できますか？

⇒ この事業に参加できるのは、豊中市在住の65歳以上の方です。
(豊中市介護保険第1号被保険者)。

Q2：この事業にはどのようにすれば参加できますか？

⇒ 広報等でご案内する事業説明会に参加いただき、事業の趣旨や意義をご理解いただいたうえで、個人単位で豊中市社会福祉協議会(運営管理機関)に登録いただきます。

Q3：どの様な活動が対象になるのですか？

⇒ この事業のポイント対象となる活動は、次の活動となります。

- ① 活動希望者の受入れを行う豊中市内の介護保険施設等での高齢者支援活動
- ② 豊中市社会福祉協議会の 小地域福祉ネットワーク活動の高齢者支援活動
- ③ // ボランティアセンターの高齢者支援を行う活動
- ④ 事業に伴い実施する研修会

※ 具体的な活動メニューについては、①～④の活動のうち、市が定める活動になりますので、詳しくは「活動メニュー表」をご覧ください。

Q4：どうしてポイントを付与するのですか？

⇒ ご自身の介護予防はもとより、地域活動をするきっかけにさせていただきたいと考えるためです。

2. ポイントについて

Q5：1日の活動について、ポイントの制限はありますか？

⇒ 1日に複数の活動を行うことは可能ですが、1回1時間程度の活動に対して100ポイント、1日200ポイントを上限とします。

Q6：どうすればポイントを活動支援金に交換できますか？

⇒ 5,000ポイントを上限に、活動年度の3月1日から翌年度の4月10日までの間にポイントカードと「とよなか地域ささえ愛ポイント事業活動支援金申込書(様式第8号)」を、運営管理機関である豊中市社会福祉協議会(豊中市すこやかプラザ2階)へご持参いただき、申込みを行ってください。後日指定の振込口座に活動支援金が振り込まれます。

ただし、活動支援金申込受付期間中に入院などで、申込みができない場合は、豊中市社会福祉協議会までご連絡ください。また、活動年度末現在で、介護保険料の未納・滞納がある場合はお支払できません。

Q7：ポイントに有効期限はありますか？

⇒ 活動年度の翌年度の4月10日までです。

Q8：貯まっているポイントがありますが、他市町村に引っ越しをすると、ポイントはどうなりますか？

⇒ 豊中市の介護保険第1号被保険者資格を喪失した翌日から起算して3か月を経過すると、ポイントは消滅します。活動支援金への交換をご希望される場合は、お早めに豊中市社会福祉協議会の担当者にご相談ください。また、指定の銀行口座は活動支援金が振り込まれるまで解約しないようにしてください。

Q9：活動年度に5,000ポイント以上貯まった場合、超えた分を翌年度に繰り越すことはできますか？

⇒ 年間の換金上限は、5,000ポイントですので、繰り越すことはできません。

Q10：翌年度は、新たに活動登録の申込みが必要ですか？

⇒ 今年度の活動支援金の申込みの際に、翌年度の登録をお願いいたします。翌年度のポイントカードをお渡しいたしますので、4月1日からの活動でご使用ください。

Q11：ポイントカードを忘れた場合、ポイントシールはもらえますか？

⇒ 原則的に、後日活動に行かれた際に、前回のポイントと合算して貼付をしてもらってください。

Q12：ポイントカードを紛失した場合、ポイントはどうなりますか？

⇒ ポイントカードの再発行は、運営管理機関である豊中市社会福祉協議会で行いますが、ポイントシールの再発行はいたしません。ただし、当該活動年度中に紛失したカードが出てきた場合は、新しいカードに合算することができます。

Q13：ポイントを誰かに譲渡できますか？

⇒ ポイントシール及びポイントカードの譲渡は出来ません。登録された本人のみ有効です。

3. 活動の始め方について

Q14：活動の登録をしましたが、どのように活動に参加すればよいですか？

⇒ 事業説明会の際、お渡しする「活動メニュー表」を参考に、活動しようと思われる活動メニューを選び、社会福祉協議会の担当者にご連絡ください。その際、希望事項があればお伝えください。社会福祉協議会から活動希望先へ連絡し、調整が整いましたら社会福祉協議会から連絡が入りますので、活動先に連絡を入れて活動をスタートさせます。なお、受入状況等によりましては、ご希望に添えない場合やすぐに活動できない場合、お断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

＜お伝えいただくことの例＞

- ・やりたいと思う活動内容
- ・参加希望日時
- ・配慮をお願いしたいこと等

Q15：受入先を選ぶのに迷う場合等は、どうしたらよいですか？

⇒ 「活動メニュー表」を参考に、社会福祉協議会の担当者にご相談ください。

＜施設等の選び方の例＞

- ・自宅の最寄りの施設等
- ・得意とする内容を募集している施設等
- ・興味があるサービス提供をしている施設等

4. ボランティア活動保険について

Q16：活動中の「事故」や「ケガ」が心配です？

⇒ 登録の際に、ボランティア活動保険に自動的に加入しています。万一のご自身の「ケガ」や自分が相手方にさせた「ケガ」等の際に備えるものです。

Q17：活動中に「事故」や「ケガ」が発生した時は、どうすればよいですか？

⇒ 「事故対応」をしていただくことが最優先です。

施設内の事故・ケガ・物品等の破損であれば、施設の方に報告や連絡を取るとともに、相手と自分の安全確保と緊急対応を、また活動場所への往復途上の事故・ケガも相手と自分の安全確保と緊急対応をまず行いましょう。

その後、速やかに豊中市社会福祉協議会（☎06-6848-1000）までご連絡ください。ケガなどの状況をお聞きし、加入の保険会社へ連絡いたします。